差し替え

資料No.5 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度原案の修正案 （対比表）
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 諸規程 参考例 4ページ

＜訂正＞

第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。
第8章 会計 第31条（会計） 県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。	＜修正なし＞
第9章 事務局 第32条（事務局） 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	＜修正なし＞
第33条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	＜修正なし＞
第10章 改定 ≪参考例≫ 第34条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第10章 改定 第34条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。
附則1 本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。
	附則2 本規程の施行と同時に、●●県協議会規程（以下「規程」という。）は廃止する。ただし、規程第●条については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。

●●県協議会規程において役員の任期を規定した条項を指します。
（例）
役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。